

(お 知 ら せ)

芳賀地区広域行政事務組合消防本部



令和4年2月21日

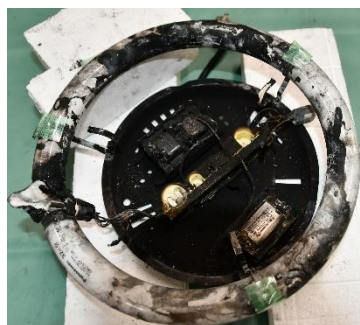
照明器具が関係する火災にご注意ください。

当本部管内で、照明器具が関係する火災が発生しました。

一般家庭における照明器具の交換目安は10年といわれており、外観だけでは判断できない部品の劣化等により、発煙・発火する場合があります。

1 火災事例

- (1) 約35年間使用した照明器具を点灯したところ、突然、出火した。
- (2) 照明器具に布を覆って使用していたところ、出火した。



2 火災を防ぐポイント

- ◆ 現在お使いの照明器具に以下のような現象が出ている場合は使用を中止し、メーカーや販売店に相談、又は新しい製品に交換してください。
 - ・最近、故障が増えている
 - ・ランプの交換が多くなっている
 - ・焦げ臭いにおいがする
 - ・掃除しても汚れがとれない
 - ・ソケットが変色している
- ◆ 照明器具や電球の近くに可燃物を置いたり、器具、電球を布や紙で覆わないでください。
⇒照明器具や電球は高温になる場合があります。可燃物が触れたり、布等で覆うと火災の原因となります。
- ◆ 照明器具に適合する電球や蛍光灯を使用しましょう。
⇒照明器具には、使用できる電球や蛍光灯のワット数が決められています。
電球や蛍光灯を交換する際は照明器具と適合するか確認してください。

芳賀地区広域行政事務組合消防本部

予防課 電話 0285-82-8706